

特例水準の解消による 年金額の改定について

平成 25 年 10 月分から年金額の引き下げが行なわれました

■ 特例水準とは

年金額は、毎年の物価や賃金の変動に応じて、翌年度の年金額を改定（上昇時には増額・下落時には減額）する仕組みを基本としています。

一方、現在の年金額は、過去の物価下落時に特例措置として年金額を減額せず据え置いたことなどにより、本来の年金額より 2.5% 高い水準となっています。これを「特例水準」といいます。

■ 特例水準の解消について

平成 24 年 11 月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、段階的に「特例水準」を解消することにより年金財政の改善を図り、現役世代の将来の年金額の確保や世代間の公平を図ることとされました。

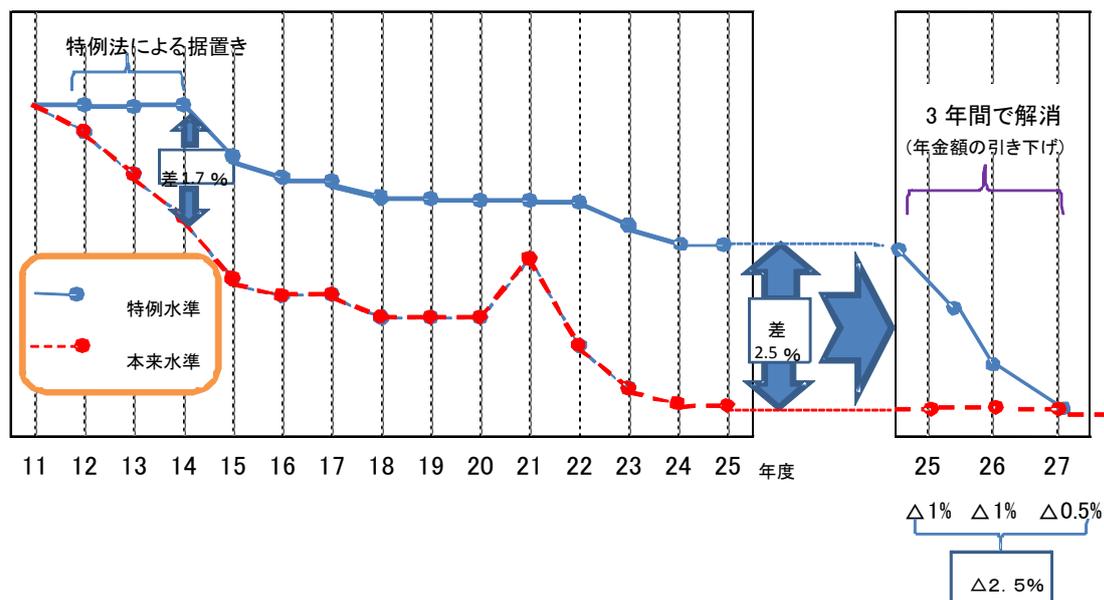
■ 解消のスケジュールについて

「特例水準」は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で解消することとされており、平成 25 年 10 月に 1% の引き下げが行なわれました。

今後は、平成 26 年 4 月に 1%^(注)、平成 27 年 4 月に 0.5%^(注)それぞれ引き下げられる予定です。

(注) 物価や賃金の変動がないと仮定した場合の数値です。

<参考>年金額改定の概念図



■改定後の年金額等

1. 「加給年金額」、「妻加算額(中高年齢寡婦加算額)」の引下げ

区 分		受給者の生年月日	改定前	改定後
退職共済年金の 加給年金額	配偶者	～昭 9.4.1	226,300 円	224,000 円
		昭 9.4.2～15.4.1	259,600 円	257,000 円
		15.4.2～16.4.1	293,100 円	290,100 円
		16.4.2～17.4.1	326,500 円	323,200 円
		17.4.2～18.4.1	359,900 円	356,200 円
	18.4.2～	393,200 円	389,200 円	
	子(注)	2人まで1人につき	226,300 円	224,000 円
3人目から1人につき		75,400 円	74,600 円	
障害共済年金の加給年金額(配偶者)			226,300 円	224,000 円
遺族共済年金の妻加算額(中高年齢寡婦加算額)			589,900 円	583,900 円

(注) 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満の障害状態にある子をいいます。

2. 最低保障額の引下げ

区 分	障害程度	改定前	改定後
公務等による 障害共済年金 <最低保障額>	1 級	4,182,500 円	4,139,700 円
	2 級	2,583,300 円	2,556,900 円
	3 級	2,337,300 円	2,313,400 円
公務等による遺族共済年金<最低保障額>		1,045,600 円	1,034,900 円

3. 平成 25 年度改定後の特例水準の年金額 計算例

退職共済年金の一般例	旧改定率 0.978 → 新改定率 <u>0.968</u>
① 定額 定額単価(月額) × 組合員期間 × <u>0.968</u>	
② 厚生年金相当額(㊸+㊹)	
㊸ 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間 × 1.031 × <u>0.968</u>	
㊹ 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成 15 年 4 月以後の組合員期間 × 1.031 × <u>0.968</u>	
③ 職域加算額(㊸+㊹)	
㊸ 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間 × 1.031 × <u>0.968</u>	
㊹ 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成 15 年 4 月以後の組合員期間 × 1.031 × <u>0.968</u>	
④ 加給年金額(組合員期間 20 年以上で加算対象者がいる場合。)	
①+②+③(+④)=改定後の年金額	

(注) 今回の特例水準解消分は 1% ですが、実際の改定後の年金額の計算は、上記の方法によるため、改定前の年金額そのものをマイナス 1% した金額とは必ずしも一致しません。

■改定後の年金額等のお知らせについて

改定後の年金額は、本年 12 月定期支給期分(10 月分、11 月分)から反映されることとなりますが、このことについては、「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」を併記したお知らせを 12 月上旬にお届けする予定です。